随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	淀川ダム統合管理事務所高濃度 P C B 廃棄物処理作業
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 淀川ダム統合管理事務所長 国土交通技官 藤原 克哉 大阪府枚方市山田池北町10-1
契約締結日	令和 2年 7月28日
契約の相手方の 氏名及び住所	中間貯蔵・環境安全事業株式会社
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥8, 783, 544-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥8, 783, 544-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備考	

特例政令等の該当			
該当			
非該当			

随意契約理由書

1. 業務名

淀川ダム統合管理事務所高濃度PCB廃棄物処理作業

2. 業者名

中間貯蔵・環境安全事業(株)

3. 随意契約理由

本件は、淀川ダム統合管理事務所内に保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下「高濃度PCB廃棄物」という。)である安定器の処理を行うものである。

PCBは人の健康及び生活環境に被害を及ぼす恐れがある物質であることから、 平成13年6月に制定された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に 関する特別措置法(以下「PCB特別措置法」という)」の第10条により『保管 事業者は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の 事情を勘案して政令で定める期間内に、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を 自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。』とされ、「PCB特別 措置法施行令」の第6条において処分の期間として『令和3年3月31日まで』 と定められている。

また、PCB特別措置法第6条に基づき、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画(令和元年12月20日改訂版)」が環境省により定められており、この中で『中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、事実上我が国唯一の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分業者』とあり、同社において適正に処理されることとされている。

現在も高濃度PCB廃棄物の処理が可能な者は、国の全額出資により設立された中間貯蔵・環境安全事業株式会社のみである。従って、今回、高濃度PCB廃棄物の処理作業を行うために当該業者と随意契約を行うものである。

4. 適用法令

会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号

令和2年6月30日

推薦者 官 職 淀川ダム統合管理事務所 総務課長 氏 名 早川 健